令和８年度第１回大田区男女共同参画推進区民会議　会議録（要旨）

日　　時：令和８年７月 28 日（火）午後３時から午後５時
会　　場：男女平等推進センター「エセナおおた」５階　図書・展示コーナー
参加委員：萩原委員、海老澤委員、小山委員、木戸委員、松﨑委員、石井委員、立石委員、
　　金田委員、古澤委員、村尾委員
事 務 局：総務部長、人権・男女平等推進課長、人権・男女平等推進担当係長、人権・男女
　　平等推進担当２名
幹 事 会：防災計画担当課長、区民協働・多文化共生担当係長（代理出席）、あきない振興
　　担当課長、自立支援促進担当課長、健康づくり課長、子育ち支援課長、子ども家庭
　　支援センター所長、教育総務課長、指導課長
そ の 他：男女平等推進センター「エセナおおた」センター長
資　　料：
　資 料 １　第 15 期　大田区男女共同参画推進区民会議委員名簿
　資 料 ２　大田区男女共同参画推進区民会議運営要綱
　資 料 ３　大田区男女共同参画推進本部設置要綱
　資 料 ４　令和８年度　大田区男女共同参画推進本部幹事会　会員名簿
　資 料 ５　第６次男女共同参画基本計画（説明資料）
　資 料 ６　女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）説明資料
　資 料 ７　第８期大田区男女共同参画推進プラン実績評価（概要）【令和７年度】
　資 料 ８　令和７年度　エセナおおた推進事業報告書（概要）
　資 料 ９　第９期大田区男女共同参画推進プラン取組計画（概要）【令和８年度】
　資 料 １０　女性のためのたんぽぽ相談・ＤＶ相談ダイヤル・男性相談ダイヤルの時間変更
　　及びチャット相談の開設について
　資 料 １１　大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議について
　当日資料　・こども基本法の概要
　　・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のポイント
　　・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に
　　関する基本的な計画
　　・孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画
　　令和８年改定のポイント
　　・令和８年版　男女共同参画白書（概要版）
　参考資料　・大田区男女共同参画のための情報誌「パステル」No.135 2026 春号
　　・相談事業リーフレット、カード
　　・エセナおおたリーフレット等

１　開会
　張間総務部長より開会あいさつ

２　委員紹介及び委嘱状交付
　海老澤委員（大田区議会　総務財政委員会）、松﨑委員（東京労働局　大森公共職業安定所）、石井委員（大田区立中学校ＰＴＡ連合協議会）の３名を新たに委員として迎えた。

３　会長あいさつ
　萩原会長よりあいさつ

4　日本の男女共同参画の現状と課題（ミニ講座）

萩原会長より、日本の男女共同参画の現状と課題について講義を行った。

5　議事

（1）第８期大田区男女共同参画推進プランの実施状況報告について

事務局より、資料７を用いて第８期大田区男女共同参画推進プランの実績評価について説明を行った。

（2）令和７年度エセナおおた推進事業の報告について

エセナおおたセンター長より、資料８を用いて、エセナおおたが令和７年度に実施した推進事業について説明を行った。

（3）第９期大田区男女共同参画推進プランの概要説明について

事務局より、資料９を用いて第９期大田区男女共同参画推進プランにおける令和８年度の取組計画について説明を行った。

（1）～（3）の説明に対する質問、意見

・計画で掲げられている施策がどの程度困っている方々に届いていて、実際にどのように活用されているか見えづらい。（金田委員）

→計画における一つ一つの施策を実施する際に、どういった方にこの事業は届いていかなければならないのか、そのためにはどういった発信の工夫をするか、といった創意工夫が必要となる。皆様から頂いたご意見等を踏まえて考えていきたい。（事務局）

（4）相談業務の時間変更及びチャット相談の開設について

事務局より、資料 10 を用いて女性のためのたんぽぽ相談・ＤＶ相談ダイヤル・男性相談ダイヤルの時間変更及びチャット相談の開設について説明を行った。

（4）の説明に対する質問、意見

・男性向けの支援は国の方針としても力を入れて取り組んでいく内容のため、的確に対応する必要がある。男性相談員の育成が課題となっている。（萩原会長）

・この相談先周知用のカードはどこに置かれていて、また今後どこに置かれる予定なのか。（古澤委員）

→作成したばかりのため、計画している場所全てにはまだ置けていないが、現時点ではエセナおおた、特別出張所、区の関係部署に配架をお願いしている。今後病院等にも協力を求めていきたいと考えている。小さなカードタイプのため、大きくスペースを取るものではなく、トイレ等に置くことでセンシティブな問題を抱えている方も取りやすいような工夫を考えている。（事務局）

・区民の方、区役所職員からも問い合わせがあるので本庁舎の男女のトイレに置いてもらいたい。（古澤委員）

→検討させていただく。（事務局）

・対象者が大田区在住、在勤となっているが、相談者の中には、ＤＶ被害者で住所を秘匿にしている方は住所が大田区であることを言えない場合もある。ＤＶ加害者が大田区の場合もここに相談してもいいのか。

→基本的には被害者の方が大田区にお住まいの方を想定している。あくまでご本人の申し出のため、住民票と照らし合わせるものではない。ご本人が大田区在住・在勤・在学という認識で相談いただければ対応している。中には加害者と思われる方が大田区に住んでいて被害を受けている方が大田区かは分からないが相談をするケースもあるが、傾聴した上でその方により適切な相談先を必要に応じて案内している。（事務局）

・女性のための相談と男性のための相談と分けているが、相談員を女性のための相談は、女性が担当する等の考慮をしているのか。（金田委員）

→同性の方が相談しやすく、逆の性別だと中には相談しにくい内容もあるため同性の相談員が対応している。（事務局）

・性的マイノリティに対する配慮も含めてのそのような対応か（萩原会長）

→実際に相談が入った際には、ご本人の自認に基づき対応を行うこととしている（事務局）

（５）支援調整会議について

事務局より、資料 11 を用いて大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議について説明を行った。

（５）の説明に対する質問、意見

・資料の項番４に関係機関の参加を見込むと記載されているが、保健所の１歳半健診、３歳児健診等で色々な困難な方の家庭の様子を聞く機会が多いため、その状況も含めて関係機関として加えてもらえるよう考慮してもらえると嬉しい。（古澤委員）

→必要に応じて保健所等の庁内機関とも連携していきたい。（事務局）

６　閉会